

社会福祉法人 路交館 役員等報酬等規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 路交館（以下、「当法人」という。）の定款第8条及び第21条ならびに定款施行細則第7条規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的として、社会福祉法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員をいう。
- (2) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行上の対価として役員等が受け取る財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。なお、報酬等は、当法人の役員等としての職務遂行の対価に限られ、この法人の職員として受け取る財産上の利益を含まない。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、常勤役員等の職務上の対価として報酬を支給することがある。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員等の報酬の決定については、評議員会の決議によって定められた報酬額の範囲内において、評議員会において定められた報酬等の支給の基準に従って算定し、理事会において決定する。

- 2 常勤役員等の月額報酬については、「社会福祉法人路交館 職員就業規則」及び「同 給与規程」(定年後「同 継続雇用規程」並びに「同 非常勤職員等給与規程」を含む)、同規程 給料表のA等級を準用して定める。
- 3 なお前項に拠らない場合は理事会での協議とする。
- 4 理事長の役員等役付手当については月額0円から20万円の範囲で設定する。
- 5 常勤役員等の役員等賞与を支給するものとする。
- 6 常勤役員等には役員等退職手当を支給しない。

(監事の報酬)

第5条 税理士又は公認会計士の資格を有する監事に対する報酬は、1日につき2万円とする。また業務時間が2時間を超えたときは、超えた1時間につき1万円を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(弁償費用)

第7条 理事会等開催時の参加交通費及び出張時の旅費については「社会福祉法人路交館 旅費規程」に準じて取り扱う。

2 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって法人の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

この規程は、2015年4月1日から施行する。

この規程は、2017年9月30日から施行する。